

横浜市からのお知らせ

「緑豊かなまち横浜」の未来のために、平成21年度から引き続き「横浜みどり税」のご負担をお願いしています

横浜の緑は年々減少しています。緑は一度失われると回復が困難であるため、その保全は緊急に取り組まなければならない課題です。そこで、横浜の緑の多くは民有地に依存していることから、市域の緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するために「横浜みどりアップ計画」の新規・拡充施策を推進し、「横浜みどり税」は、その財源の一部に充てるために実施しています。

また、「横浜みどり税」の税込相当額は「横浜市みどり基金」に積み立て、他の財源から分けることで使途を明確にしています。ご負担をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

個人市民税 市民税の均等割（3,000円）に年間で900円を上乗せし、3,900円とします。ただし、所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない人及び市民税均等割の軽減措置を受けている人は除きます。（実施期間：平成21年度分から平成25年度分まで）

◆市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の皆様に負担していただく趣旨で、均等割(3,000円)を課税しています。横浜みどり税はその均等割に一定の額(900円)を上乗せして課税するものです。

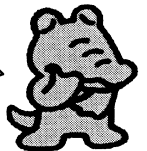
◆「横浜みどり税」は国民健康保険料の算定の基礎からは除かれますので、国民健康保険料には影響がありません。

●お問合せ先（受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く））

【個人市民税について】各区役所税務課 市民税担当 又は 横浜市 総務局 税務課 課税担当（電話 045-671-2253）

鶴見区役所から

所得割は収入金額によってかかるけど、均等割はどのような人にかかるのかな？



個人の市・県民税均等割について（その1）

市・県民税均等割は、地域社会の費用を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で設けられています。

○均等割のかかる人

- ・区内に住所を有する人
- ・区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で、その区内に住所を有しない人

○均等割のかからない人

所得金額が一定金額以下の人や生活保護法の扶助を受けている人などは、均等割がかかりません。

○均等割の税額（横浜市）

市民税	年額	3,900円	県民税	年額	1,300円
-----	----	--------	-----	----	--------

次回は、フローチャートを使って均等割のかかる・かからないについて、わかりやすくご案内します。

鶴見区役所税務課市民税担当

TEL 510-1711